

雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日等についてのお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、期間を定めた限定的な特例措置を設け、当面の間（令和2年9月30日までの期間）失業認定日等について以下のとおり取扱うことができるようになりました。（感染の拡大等の状況を踏まえ、取扱いが延長される場合もあります。）

○認定日の取扱いについて

基本手当の支給を受けるために、原則として4週間（28日）に1回のハローワークが指定した認定日に来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを「失業認定申告書」で申告していただいています。令和2年5月25日に千葉県に対する緊急事態宣言が解除されましたが、**引き続き当面の間（令和2年9月30日までの間）において設定している認定日がある受給資格者については、郵送での提出にて失業認定を行っていただくことができます。**

なお、現在指定されている失業認定日に来所いただき、失業の認定手続きを行うことも可能です。ハローワークの窓口が大変混雑いたしますので、ご来所される際は十分な感染予防対策をお願いいたします。

郵送については、発信日を申請日とし、所定の認定日の翌日から起算して7日以内程度に管轄のハローワークに到着するよう送付をお願いいたします。

